

様式第二十五の十四

記載要領

- 1「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長
北海道開発局長、「国土交通大臣」「般
北海道開発知事」知事及び特については、不要のものを消すこと。
- 2「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしよ
うとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務
書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作
成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3太線の枠内には記入しないこと。
- 4□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カ
ラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入
する場合は、例えば甲建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 502「申請時の許可番号」の欄の「大臣
知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表
（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入する
に当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについ
て記入すること。
- 603「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ
記入すること。
- 704「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに
該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日
が令和2年3月31日であれば、02年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに
「0」を記入すること。
- 805「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立
- 906「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない 期間で終了した事業年度について申請する場合 （例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令 和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき （例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令 和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 （例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について 申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より 前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを
記入すること。
- 1007「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の
法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 08「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 12 09「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 (株) 建設 (有) 限 公 司)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 10「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。
- 14 11「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 15 12「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 13「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1のように記入すること。
- 17 14「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように記入すること。
- 18 15「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 16「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評価値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 17「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば1,234,000のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 18「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
- 22 19「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 20「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば00001のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（１）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（２）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

記載要領

- なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリー	110	工事鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	ト構造物工事建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	大工工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	左官工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	とび・土工・コンクリート	150	板金工事	260	水道施設工事
060	工事法面処理工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事

070	石工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	屋根工事	180	防水工事	290	解体工事
090	電気工事 管工事	190	内装仕上工事		

- 5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えばのように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

記載要領

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ☐ ☐ ☐ ☐ のように右詰めで記入すること。
- 2 ☐ ☐ ☐ ☐ 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 3 ☐ ☐ ☐ ☐ 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 4 ☐ ☐ ☐ ☐ 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 ☐ ☐ ☐ ☐ 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 6 ☐ ☐ ☐ ☐ 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 7 ☐ ☐ ☐ ☐ 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 8 ☐ ☐ ☐ ☐ 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この8において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 9 ☐ ☐ ☐ ☐ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 10 ☐ ☐ ☐ ☐ 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 11 ☐ ☐ ☐ ☐ 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 12 ☐ ☐ ☐ ☐ 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負つた工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 13 ☐ ☐ ☐ ☐ 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にせる企業の自

主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入すること。

- 14 **[5][3]**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 15 **[5][4]**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 16 **[5][5]**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 17 **[5][6]**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 18 **[5][7]**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 19 **[5][8]**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 20 **[5][9]**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 21 **[6][0]**「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 22 **[6][1]**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 23 **[6][2]**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレラ」又は「ダンプセミトレラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 24 **[6][3]**「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 25 **[6][4]**「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 26 **[6][5]**「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

様式第二十五号の十四別紙二

記載要領

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。